

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

加須市

1 促進計画の区域

法第3条第3項第1号（農地・農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる取組）及び法第3条第3項第3号（自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組）に掲げる事業区域については、事業用地が毎年変わる可能性があり、特定することが困難であることから、農業振興地域に準じた区域を、促進計画の区域とする。

2 促進計画の目標

1 加須地域

（1）現況

加須地域は水利の富んだ平坦な地形であることから、水稻を中心とした土地型農業を中心としながらも、きゅうり、トマトなどの施設園芸の複合経営も多くみられる。

近年は農業者の高齢化が進み、農業の後継者不足により遊休農地の増加が懸念されており、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地利用の集積・集約化を推進している。

そのため、今後、水路、農道等の管理が担い手に集中していくことが予想され、水路、農道等の管理を地域の共同活動で支え、担い手の負担を軽減することにより農業生産基盤の整備、農地の効率利用による生産拡大に取り組む必要がある。

また、農村環境の保全のためエコ農業推進事業を継続し、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の生産方式を普及する必要がある。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、必要な区域で、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 騎西地域

（1）現況

騎西地域は市街地の周辺に水田地帯が広がる水稻を中心とした稲作地帯であり、麦、そばなどの穀物や梨、イチジクなどの果樹栽培との複合的な農業が行われている。

近年、高齢化による担い手の減少により後継者、新規就農者の育成が早急な課題であり、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地利用の集積・集約化を推進している。

今後、水路、農道等の管理が担い手に集中していくことが予想され、その管理を地

域の共同活動で支え、担い手の負担を軽減することにより農業生産基盤の整備、農地の効率利用による生産拡大に取り組む必要がある。

また、農村環境の保全のためエコ農業推進事業を継続し、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の生産方式を普及する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民が一体となり農地・農業用水路等の資源の質の向上や農村環境の向上に取り組み、必要な区域で、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 北川辺地域

(1) 現況

北川辺地域は、関東平野のほぼ中央で利根川と渡良瀬川の合流地点に位置し、「豊富な水と肥沃な大地」に恵まれていることから、稲作農業が中心となっており、トマト、いちごなどの施設園芸との複合経営も多くみられる。

近年は農業者の高齢化が進み、農業の後継者不足により遊休農地の増加が懸念されており、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地利用の集積・集約化を推進している。

そのため、今後、水路等の管理が担い手に集中していくことが予想され、水路等の管理を地域の共同活動で支え、担い手の負担を軽減することにより農業生産基盤の整備、農地の効率利用による生産拡大に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、必要な区域で、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 大利根地域

(1) 現況

大利根地域は利根川の流に育まれた平坦で肥沃な土地柄であり、稲作を主体とした土地利用型農業が発展している。また、麦、大豆、そばのほか、いちごやトマト、花きなどの施設園芸も営まれている。

近年は農業者の高齢化が進み、農業の後継者不足により遊休農地の増加が懸念されており、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地利用の集積・集約化を推進している。

そのため、今後、水路等の管理が担い手に集中していくことが予想され、水路等の管理を地域の共同活動で支え、担い手の負担を軽減することにより農業生産基盤の整

備、農地の効率利用による生産拡大に取り組む。

また、農薬や化学肥料の使用を低減した特別栽培米の生産が行われており、環境への負荷が少ない農業への支援も求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、必要な区域で、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	加須地域	法第3条第3項第1号に基づく事業及び同項第3号に基づく事業
②	騎西地域	法第3条第3項第1号に基づく事業及び同項第3号に基づく事業
③	北川辺地域	法第3条第3項第1号に基づく事業及び同項第3号に基づく事業
④	大和根地域	法第3条第3項第1号に基づく事業及び同項第3号に基づく事業

※ 法第3条第3項第1号に基づく事業

農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（これらの施設と一体的に管理することが適当なものとして農林水産省令で定める土地を含む。以下同じ。）の管理に関する事業であって、次に掲げる活動のいずれかを行うもの

イ 当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動であって、農林水産省令で定めるもの

ロ 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動であって、農林水産省令で定めるもの

※ 法第3条第3項第3号に基づく事業

自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし